

岩手県選挙管理委員会告示第89号

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年11月4日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸之

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示

岩手県選挙等執行規程（昭和57年岩手県選挙管理委員会告示第11号の2）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時 の通知）</p> <p>第126条 県の委員会は、<u>法第169条（選挙公報の発行手続）第5項</u>又は選挙公報発行条例第4条（選挙公報の発行手続）第2項の規定によるくじを行う場所及び日時を、あらかじめ関係候補者に通知するものとする。ただし、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、告示をもってこれに代えるものとする。</p> <p>（候補者が死亡した場合等の掲載の特例）</p> <p>第129条 県の委員会は、掲載の申請をした候補者が次の各号のいずれかに該当する場合においても、<u>法第169条（選挙公報の発行手続）第5項</u>又は選挙公報発行条例第4条（選挙公報の発行手続）第2項の規定によるくじを開始した後にあつては、その者の掲載文を掲載することがある。</p> <p>（1）～（5） [略]</p>	<p>（選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時 の通知）</p> <p>第126条 県の委員会は、<u>法第169条（選挙公報の発行手続）第6項</u>又は選挙公報発行条例第4条（選挙公報の発行手続）第2項の規定によるくじを行う場所及び日時を、あらかじめ関係候補者に通知するものとする。ただし、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、告示をもってこれに代えるものとする。</p> <p>（候補者が死亡した場合等の掲載の特例）</p> <p>第129条 県の委員会は、掲載の申請をした候補者が次の各号のいずれかに該当する場合においても、<u>法第169条（選挙公報の発行手続）第6項</u>又は選挙公報発行条例第4条（選挙公報の発行手続）第2項の規定によるくじを開始した後にあつては、その者の掲載文を掲載することがある。</p> <p>（1）～（5） [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、平成27年11月5日から施行する。